

第3章 全体構想

3-1 まちづくりの基本理念

本市は、農業を基幹産業とし、商工業と併せて地域産業の振興を図ってきました。また、隣接する弘前市、黒石市の都市サービスを楽しむとともに、都市の補完的機能としてベッドタウン等の役割も担ってきました。現在、居住人口の減少、少子高齢化や産業の停滞等の問題に直面しており、今後もこのような社会変化が続くものと想定されることから、定住施策の展開や交流人口の拡大が求められています。

本市のまちづくりは、これまで先人が脈々と築いてきた、産業、歴史、文化を尊重した個性豊かなまちづくりを目指します。また、当地域の恵まれた自然・風土を生かした産業や観光の活性化、そこに住む人々の個性を尊重しながら、人と人とのふれあいのある、郷土や歴史を愛し誇ることのできる、持続的に発展可能なまちづくりを目指します。

【まちづくりの基本理念】

ひと・地域・産業がきらめくまち

3-2 まちづくりの将来像

都市計画マスタープランは、上位計画である青森県国土利用計画、青森県基本計画、青森県都市計画区域マスタープラン及び第2次平川市長期総合プランに即して、都市計画・まちづくり部門の方針を定めるものであるため、特に第2次平川市長期総合プランに掲げる将来像「あふれる笑顔 ぐらし輝く平川市」の実現をまちづくりの将来像として設定します。

まちづくりの将来像(第2次平川市長期総合プランより)

あふれる笑顔 ぐらし輝く 平川市

3-3 まちづくりの目標

まちづくりの将来像を実現するために、まちづくりの目標を以下に示します。

3-3-1 産業の振興による活力のあるまちづくり

本市を持続的に発展させるため、製造業をはじめとする産業の集積を図り、生産空間と生活空間が調和した活力のあるまちづくりを目指します。

3-3-2 都市機能が集約されたにぎわいのあるまちづくり

快適な暮らしを実現するため、都市機能の充実と、一体性のある居住環境の形成を図りながら、機能的で集約されたにぎわいのあるまちづくりを目指します。

3-3-3 豊かな自然を活かしたやすらぎのあるまちづくり

猿賀公園、中央公園等市街地における緑の拠点や大鰐碓ヶ関温泉郷県立自然公園、白岩・志賀坊森林公園をはじめとする丘陵地、田園景観等豊かな自然環境を活かした、やすらぎのあるまちづくりを目指します。

3-3-4 交流・連携が活発になるまちづくり

市内及び他の都市に点在する観光資源や観光交流拠点のネットワーク化等による、交流・連携の活発化により、人々の心が豊かになるまちづくりを目指します。

3-3-5 市民との協働によるまちづくり

地域に活力のあるまちづくりを実現するには、市民一人ひとりが主体となり、企業・行政等との協働によるまちづくりが重要となることから、住民が参画しやすいまちづくりを目指します。

3-4 将来人口フレーム

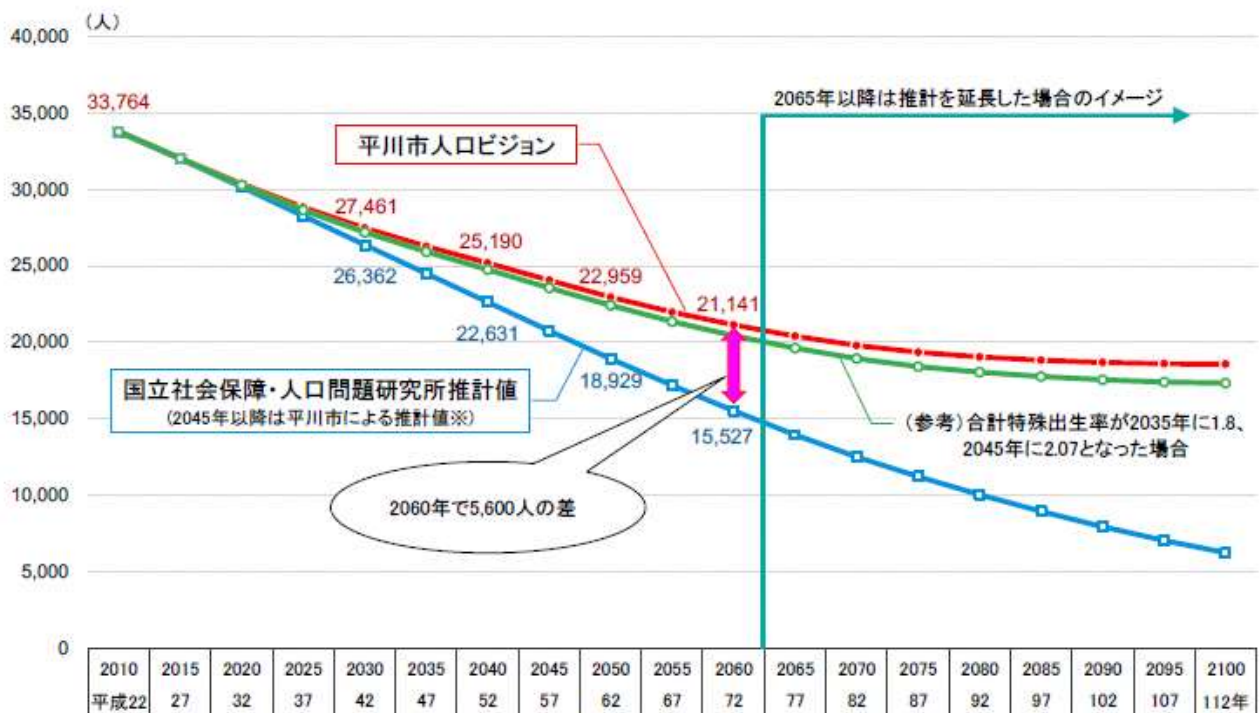
将来人口は、将来都市像を踏まえ、土地利用や市街地規模等、今後の都市づくりの方向を進めていく基礎となるものです。

「平川市人口ビジョン(平成27年(2015年)11月)」では、将来の人口減少を抑え、令和22年(2040年)の展望人口を25,190人としています。

本計画の将来人口については、魅力あるまちづくりによって市外への人口流出を防ぎ、新たな人口を確保するため、「第2次平川市長期総合プラン」に基づき、産業振興による雇用対策、宅地供給による市外への人口流出防止及び交流人口からの定住化の促進、少子化対策、子育て支援策の充実等を図ることにより、令和22年(2040年)に25,000人を維持することを目標とします。

将来人口(令和22年(2040年)) : 25,000人

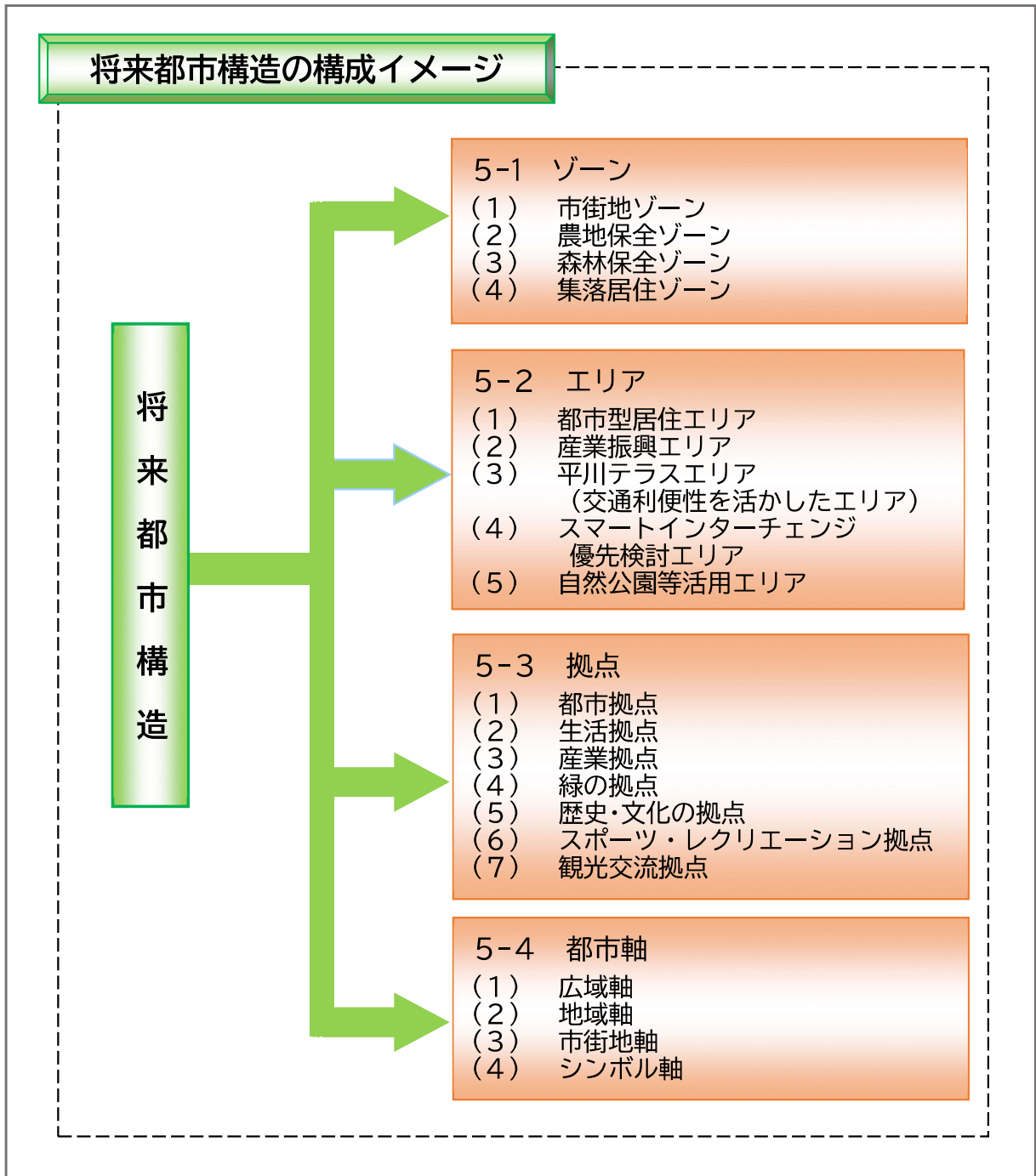
図 将来人口



出典：平川市人口ビジョン

3-5 将来都市構造

将来都市構造とは、都市の骨格となる交通網や都市空間(住居、業務、商業、工業、公園等)を要素に、将来の都市の姿を表現するものです。本市の将来都市構造は、本市が目指すまちづくりを実現するため、まちづくりの基本理念や将来像等を踏まえ、土地利用や都市整備の方向性等により骨格的ゾーン及びエリアとして区分します。さらに、都市・地域活動やこれらをつなぐ拠点・都市軸により構成します。



3-5-1 ゾーン

市全域について、土地利用の現状・役割及びまちづくりの観点から、人口や都市機能の集中が見られ、それらを維持する地域、主に農業が展開されている地域、市の約7割の面積を占める森林地域の3つの広域的な「ゾーン」と併せて、主に田園地帯の郊外の居住地を維持する地域の4つの「ゾーン」に区分し、各「ゾーン」の土地利用の基本的な方針に沿った形成を図ります。

(1)市街地ゾーン

平賀地域及び尾上地域の市街地を「市街地ゾーン」と位置づけ、土地利用にあわせた都市機能の集約や良好な居住環境を形成する一体的な都市整備を図ります。

(2)農地保全ゾーン

概ね平賀地域、尾上地域及び碓ヶ関地域の水田及び果樹園等が分布する範囲を「農地保全ゾーン」と位置づけ、農地の維持・保全、遊休地の活用等を図るとともに、治水機能の確保、田園風景の維持・保全を図ります。

(3)森林保全ゾーン

概ね本市の山林地域を「森林保全ゾーン」と位置づけ、自然環境の保全、水源涵養や山地災害防止の面からも森林の保全を図りつつ、観光、レクリエーションの場としての活用を図ります。

(4)集落居住ゾーン

平賀地域及び尾上地域の市街地を衛星的に取り囲む既存集落を中心とした地域を「集落居住ゾーン」と位置づけ、豊かな自然環境を守りながら田園環境と調和した住環境の整備促進により、既存集落の活性化を図ります。

3-5-2 エリア

「ゾーン」より小さい範囲の単位として、「エリア」を位置づけます。本市の各地域の土地利用特性及び都市整備の観点から、都市的土地利用及び自然的土地利用を抽出し、それぞれの機能が発揮できる「エリア」形成を図ります。

(1) 都市型居住エリア

平賀地域、尾上地域及び碓ヶ関地域の市街地を「都市型居住エリア」と位置づけ、平賀地域の都市拠点、尾上地域及び碓ヶ関地域の生活拠点等を踏まえた住環境の整備促進により、定住の促進を図ります。

(2) 産業振興エリア

(主)大鰐浪岡線沿道のうち既成市街地を除いた部分と、(市)小和森尾崎線及び(県)小国本町線の東北縦貫自動車道より西側の沿道、(県)弘前平賀線の市街地から西側の沿道及び国道7号・102号沿道を「産業振興エリア」と位置づけ、沿道型の産業用地としての利用を促進させるために、計画的な土地利用の誘導を図ります。

(3) 平川テラスエリア

国道7号と(主)大鰐浪岡線の交差部近辺及び、(主)大鰐浪岡線、(市)小和森尾崎線及び(県)小国本町線に囲まれるエリア近辺の内、市街化調整区域となっている部分について、交通利便性を活かした商業・業務・物流等の誘導・集積やコミュニティづくりを促進させるために計画的な土地利用の誘導を図ります。

(4) スマートインターチェンジ優先検討エリア

都市計画区域の東側を通る東北縦貫自動車道の沿線について、スマートインターチェンジを優先検討するエリアと位置づけます。

(5) 自然公園等活用エリア

大鰐碓ヶ関温泉郷県立自然公園、黒石温泉郷県立自然公園、白岩森林公園、志賀坊森林公園の範囲を「自然公園活用エリア」と位置づけ、観光、レクリエーションの場として豊かな自然とのふれあいと広域的な交流を促進し、自然公園の活用を図ります。

3-5-3 拠点

様々な都市機能が集積する中心市街地や周辺地域のまちづくりの中心となる拠点の形成により、自然環境に恵まれた農地・丘陵地を保全しながら、都市機能の向上を図ります。

(1) 都市拠点

【平賀駅】周辺を中心に「都市拠点」と位置づけ、行政・商業・医療・福祉等各種の都市機能が集積する拠点の形成を図ります。

(2) 生活拠点

【津軽尾上駅】と【碓ヶ関総合支所】周辺を「生活拠点」と位置づけ、地域の日常生活における必要な都市機能の集積を図ります。

(3) 産業拠点

【松崎工業団地】、【尾上農工団地】及び【平川テラスエリア】を「産業拠点」と位置づけ、東北縦貫自動車道インターチェンジや国道等の広域的な交通体系を活かし、工業・物流等の産業機能の集積・誘致を図ります。

(4) 緑の拠点

【猿賀公園】と【中央公園】を「緑の拠点」と位置づけ、市民の憩いの場として保全・活用するとともに、都市拠点及び生活拠点との連携を図ります。

(5) 歴史・文化の拠点

【盛美園】、【猿賀神社】及び【関所資料館】等の範囲を「歴史・文化の拠点」と位置づけ、歴史・文化を活かした街並み景観の保全や周辺の市街地の環境の向上を図るとともに、祭り、催事等のイベントの活性化を図ります。

(6) スポーツ・レクリエーション拠点

【平川市運動施設】を「スポーツ・レクリエーション拠点」と位置づけ、都市拠点及び生活拠点との連携を図ります。

(7) 観光交流拠点

【道の駅 いかりがせき】と猿賀公園の周辺に位置する【もてなしロマン館】や【さるか荘・ふるさとセンター】を「観光交流拠点」と位置づけ、大鰐碓ヶ関温泉郷県立自然公園を含めた広域的な観光交流により都市の活力を高め、広域観光に関わる情報・交流機能を集積・強化し、観光交流拠点の形成を図ります。

3-5-4 都市軸

本市の骨格をなす道路ネットワークを中心とした、市内外を有機的に連携する「都市軸」の形成を図り、本市内外及び地域内外の連携や各種機能の強化を図ります。

(1) 広域軸

【東北縦貫自動車道】と【国道】を「広域軸」と位置づけ、生活の利便性や観光・産業の活力を高めるため、都市間の交流・連携を支える交通ネットワークの形成を図ります。

1) 東北縦貫自動車道

東北縦貫自動車道は、大鰐町を介して平川市を南北に貫き、平川市は、碓ヶ関インターチェンジ、隣接する大鰐弘前インターチェンジ及び黒石インターチェンジから青森市や秋田県、岩手県等の広域都市圏を結ぶ軸として構成を図ります。

2) 国道7号

国道7号は、平川市の西端を南北方向に通じ、青森市、弘前市及び周辺都市の広域都市間を結ぶ南北の骨格となるとともに、碓ヶ関地域と平賀・尾上地域を結ぶ生活の軸として構成を図ります。

3) 国道102号

国道102号は、弘前市から平川市の中心市街地及び丘陵地や十和田湖周辺を結ぶ骨格として構成するとともに、地域の生活及び観光等の軸として構成を図ります。

(2) 地域軸

(主)大鰐浪岡線、(県)弘前平賀線～(市)小和森本町線～(市)小和森尾崎線、及び(県)碓ヶ関大鰐停車場線を「地域軸」と位置づけます。

広域軸と市街地を結ぶとともに、都市拠点周辺における東西及び南北方向の骨格を形成します。

また、市街地内における快適な生活と都市活動を促進させるとともに、広域からの交通を円滑に市街地内へ結ぶ軸として構成を図ります。

(3) 市街地軸

(市)尾上追子野木線～(市)尾上小和森線～(県)弘前平賀線の一部～(市)吹上本町線～(主)大鰐浪岡線、(県)町居平賀停車場線～(県)小国本町線及び(県)尾上日沼線～(県)金屋尾上線を「市街地軸」と位置づけます。

市街地内において地域軸を補完し、地域内及び地域間交通を円滑に処理する機能を有する軸として構成を図ります。

(4)シンボル軸

(県)町居平賀停車場線を「シンボル軸」と位置づけます。

平賀駅から平川市運動施設にかけて存在する都市機能や産業振興エリアとの機能の連携を図るとともに、良好な街路景観を活かした、平川市の顔・象徴となる役割を担う軸として構成を図ります。

図 将来都市構造図(市全域)

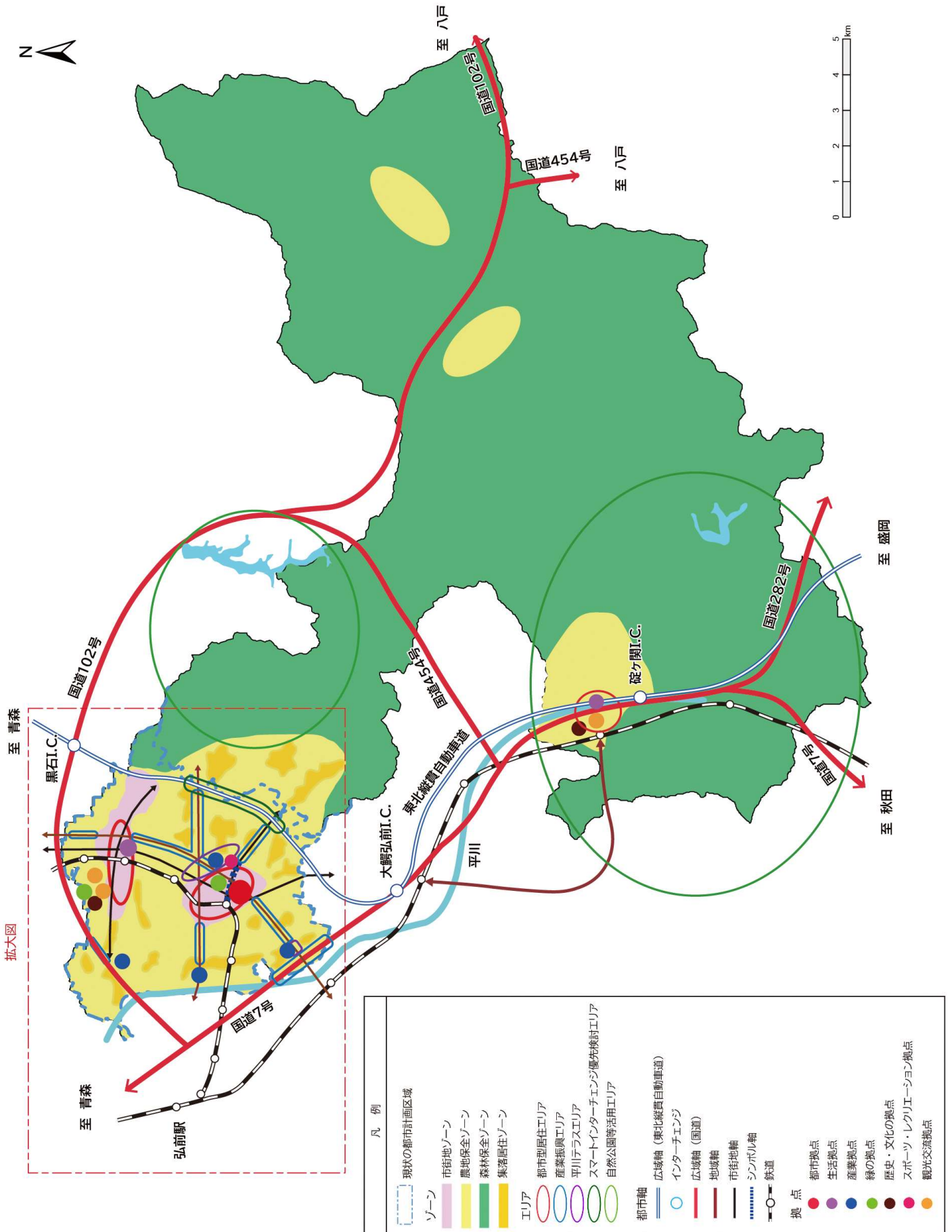
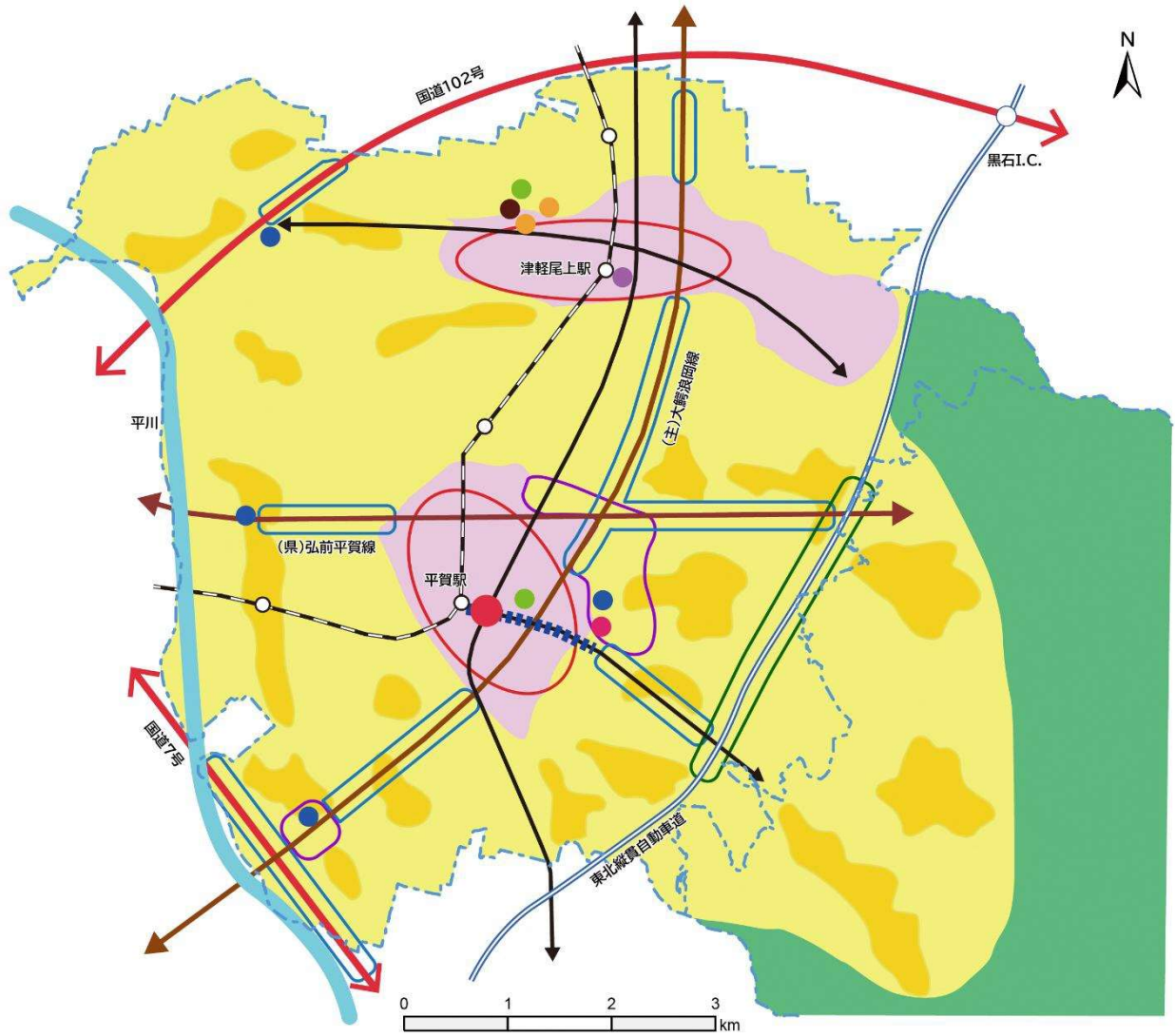


図 将来都市構造図(中心エリア)



凡例

現状の都市計画区域		
ゾーン	拠点	都市軸
市街地ゾーン	都市拠点	広域軸 (東北縦貫自動車道)
農地保全ゾーン	生活拠点	インターチェンジ
森林保全ゾーン	産業拠点	広域軸 (国道)
集落居住ゾーン	緑の拠点	地域軸
エリア	歴史・文化の拠点	市街地軸
都市型居住エリア	スポーツ・レクリエーション拠点	シンボル軸
産業振興エリア	観光交流拠点	鉄道
平川テラスエリア		
スマートインターチェンジ		
優先検討エリア		
自然公園等活用エリア		

3-6 分野別構想

3-6-1 土地利用

本市の土地利用は、歴史的、社会的、経済的背景や公共の福祉に十分配慮しつつ、自然環境の保全、市街地的土地利用と農業的土地利用との調和を図り、産業の発展と住民の定住を促進するとともに、健康で文化的な生活環境を保持する長期的展望にたった合理的かつ計画的なものとしします。

(1)住宅地

1)住宅地(既成市街地)

- ・社会状況や本市の都市構造の変化に適切に対応するため、用途地域の見直しと適正な運用、宅地開発等の適正な誘導により、土地利用の整序を図ります。
- ・高齢社会への対応や積雪時における堆雪場、車両の譲り合いスペースの確保等を推進し、安全・安心で快適な生活空間の形成を図ります。
- ・避難路や避難場所確保のため、適正な道路や公園・広場の配置を検討します。
- ・市街地に点在する農地の宅地化を促進するとともに、公共公益施設の適切な配置・日常生活に必要な店舗誘導を推進し、良好な都市型住宅地の形成を図ります。
- ・市街化区域に連続した既成住宅地や空地を市街化区域と一体的な住宅地とし、良好な居住環境の形成を促進します。
- ・既成市街地の整備に当たっては、安全・安心な市街地環境を確保するため、緊急車両の迅速な活動等に配慮した道路の拡幅整備や電柱の移設、歩道等の整備を推進します。
- ・中心市街地である市役所周辺は、行政サービス、情報発信等の都市機能の集積、商業の活性化により、市民や来訪者が立ち寄りやすくなるため、回遊性に配慮した道路網の整備・改良と併せて駐車場や駐輪場等の整備を検討します。
- ・尾上総合支所と碓ヶ関総合支所周辺については、地域の個性を活かし、地域生活に密着した行政サービスや商業振興、観光情報の発信による交流人口の増加を図り、市民や来訪者が安全で快適に移動できる市街地環境の整備を推進します。

2)住宅地(既成集落地)

- ・都市計画制度による土地利用の規制と緩和を見直しするとともに、空家や活用が十分ではない土地の効果的な利活用を図ることで、人口流出の防止、集落コミュニティの維持・活性化を促進します。

(2)商業・業務地

1)市街地型商業・業務地

- ・平賀駅から市役所周辺においては、集積している行政施設等の立地を活かし、行政サービスと連携した都市拠点としての商業・業務地の形成を図ります。また、都市機能を集約した商業・業務地区としての機能強化により日常生活の利便性向上や経済活動の活性化を促進します。
- ・尾上地域の津軽尾上駅を中心とした地域と碓ヶ関地域の碓ヶ関総合支所を中心とした地域においては、地域ごとに行われる行事や祭り等の地域コミュニティ活動との連携を図り、より地域住民の生活に密着した地域内商業・業務地の振興を促進します。

2)沿道型商業・業務地

- ・都市計画区域内の国道や地域軸となる主要幹線道路の沿道においては、幹線沿いの優位な交通機能や集客性を活かした業種による新たなまち並みの形成を図ります。
- ・企業の立地に当たっては、都市計画制度の活用等により適正な土地利用の規制と誘導を推進し、周辺土地利用との整合や周辺環境との調和を図ります。
- ・既成市街地に位置づけられた沿道型商業・業務地については、主に商業系企業の立地を促進し、市街地型商業・業務地との連携を図ります。
- ・市街地以外に位置づけられた沿道型商業・業務地については、主に業務系企業の立地を促進し、隣接する工業地や国道等の主要流通経路との連携を図ります。

(3)新拠点検討地

- ・国道7号と(主)大鰐浪岡線が交差する大坊・岩館地区に、交通利便性を活かした施設の整備や土地利用を図り、平川市の玄関口としての土地利用を検討します。
- ・平賀地域の市街化区域の東側の(市)小和森尾崎線と(県)小国本町線の間や近辺について、既存の公共施設や商業・業務施設との連携のほか、各種業務の誘導・集積やコミュニティづくりを促進し、新たな拠点としての土地利用を検討します。

(4)スマートインターチェンジ優先検討地

- ・東北縦貫自動車道の大鰐弘前インターチェンジと黒石インターチェンジの中間付近にスマートインターチェンジの設置を優先検討します。

(5)工業地

- ・都市計画区域内の工業地については、周辺環境に配慮しつつ工業地としての機能維持を図ります。
- ・住宅地に隣接する機能を果たしていない工業地については、有効な市街地ストックとして新たな活用を踏まえた適正な用途地域への見直しを検討します。
- ・松崎工業団地と尾上農工団地の工業地については、工業の集積による拠点性の向上を図り、市民の就業先となる工業の振興を促進します。
- ・都市計画区域内の国道7号、(市)小和森尾崎線及び(県)小国本町線沿道は、幹線道路沿道という利便性を活かした工業地の形成を図ります。

(6)農業地

- ・農業は本市の基幹産業であるため、将来の展望を見据え「農業振興地域整備計画」に基づき、引き続き計画的な農業の振興を図ります。
- ・既成集落の利便性向上に努め、周辺の優良農地を保全することにより、魅力ある農村空間を形成し、定住促進を図ります。

(7)公園・緑地・山林等

- ・都市計画区域における既存の公園については、地域活動の拠点及び市民の憩いの場として質の向上を図ることとし、市民との協働による維持管理を推進します。
- ・中央公園については、市民の憩いの場として維持・活用するとともに、滞在型・体験型のアウトドアレジャーや商業施設等の利用導入を検討し、幅広い世代による賑わいの創出を図ります。

- ・大鰐碓ヶ関温泉郷県立自然公園、黒石温泉郷県立自然公園、白岩森林公園、志賀坊森林公園及び周辺の山林については、その自然的特性を活かし、地域間交流の促進を図るため、アクセス道路等の整備、維持管理を推進します。

図 土地利用の方針図(市全域)

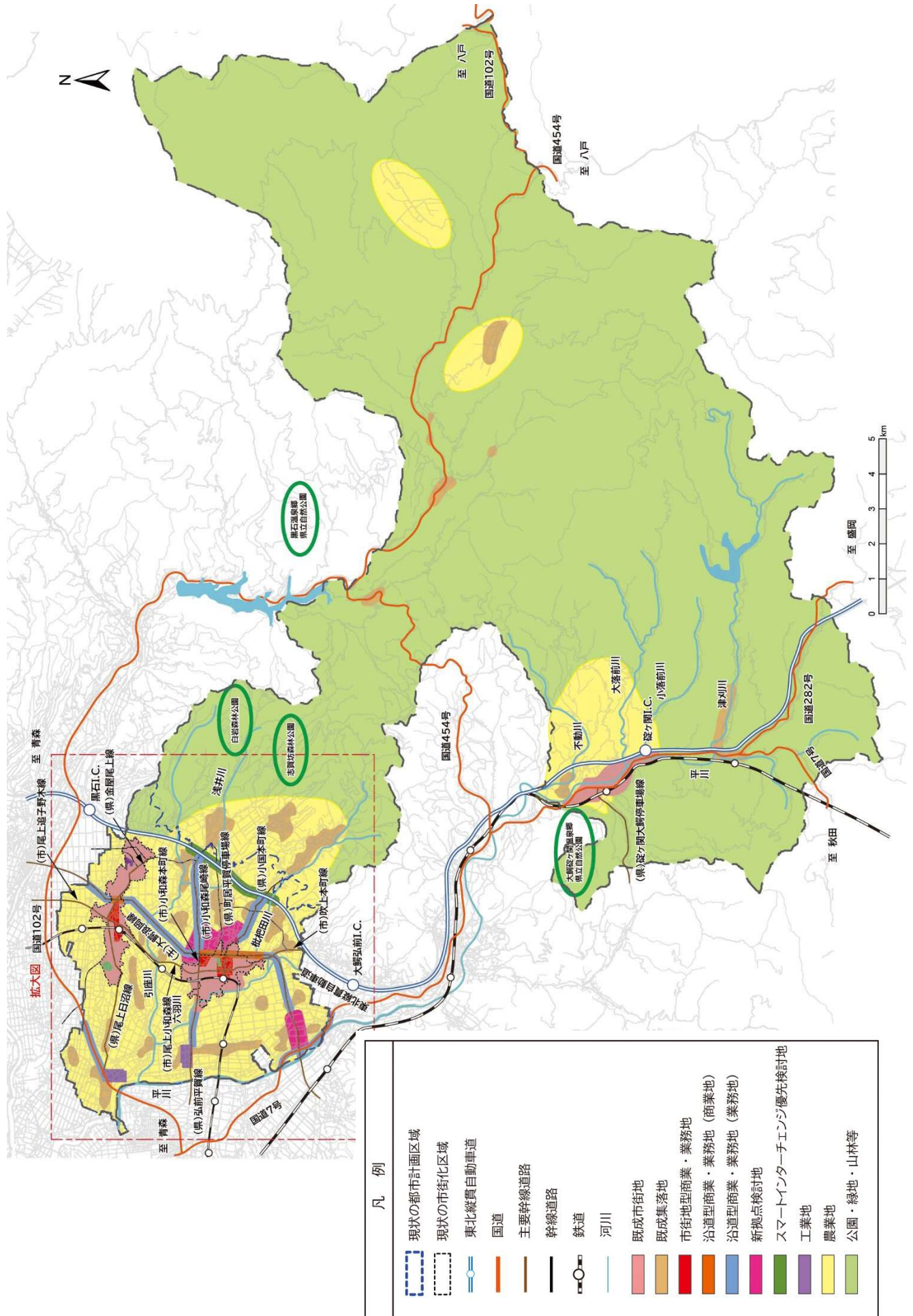
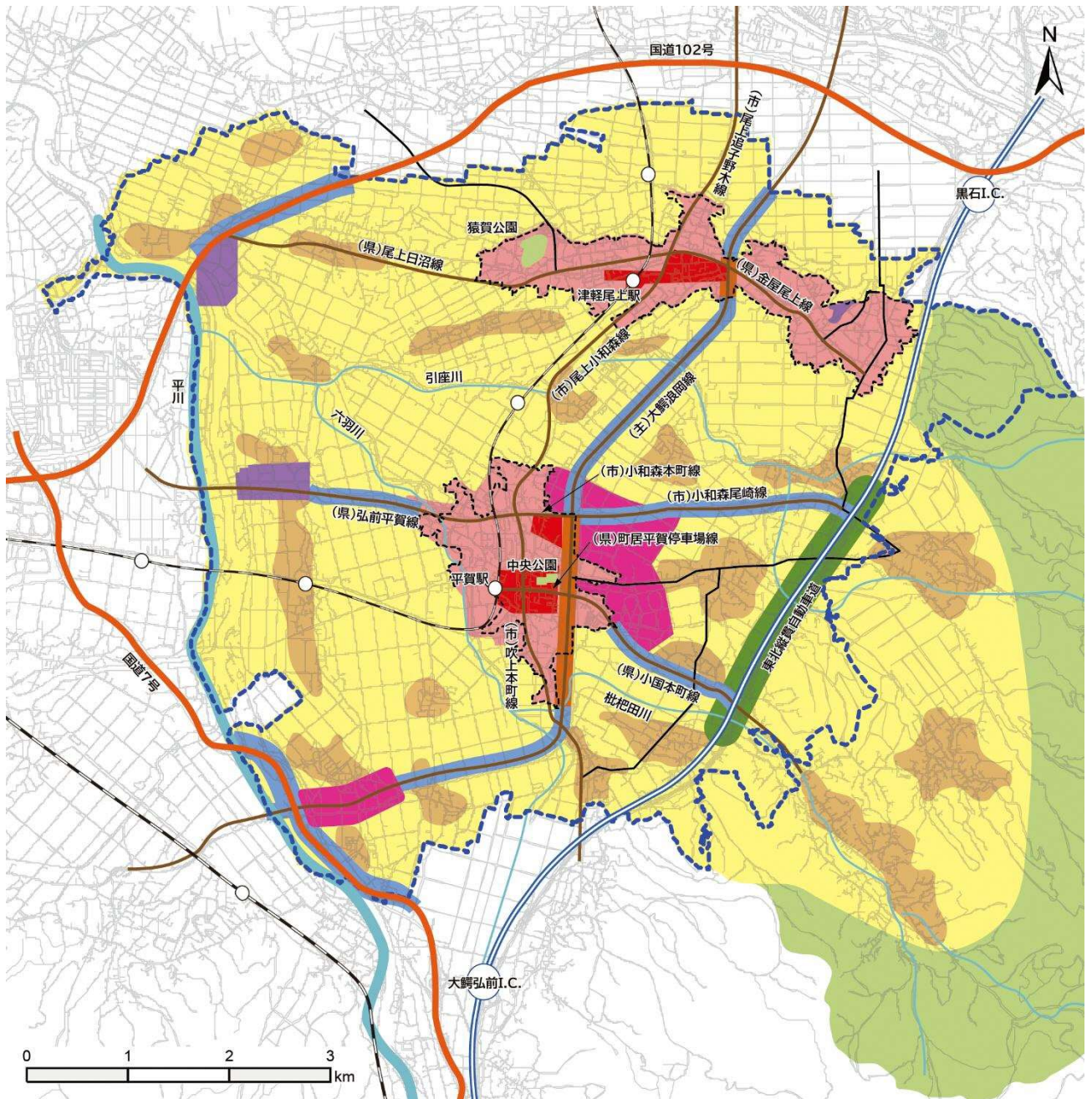


図 土地利用の方針図(都市計画区域)



凡 例	
	現状の都市計画区域
	現状の市街化区域
	東北縦貫自動車道
	国道
	主要幹線道路
	幹線道路
	鉄道
	河川
	既成市街地
	既成集落地
	市街地型商業・業務地
	沿道型商業・業務地 (商業地)
	沿道型商業・業務地 (業務地)
	新拠点検討地
	スマートインターチェンジ優先検討地
	工業地
	農業地
	公園・緑地・山林等

3-6-2 都市施設

(1)道路

1)主要幹線道路の整備

- ・社会状況や本市の都市構造の変化に適切に対応するため、整備の優先順位、具体的な整備計画を踏まえた都市計画道路網の見直しを図ります。
- ・既に整備済みである国道102号・(主)大鰐浪岡線・(県)弘前平賀線については、その機能を確保するため、適正な維持管理を国・県に働きかけます。
- ・東北縦貫自動車道の利用による利便性の向上のため、スマートインターチェンジの設置を検討します。

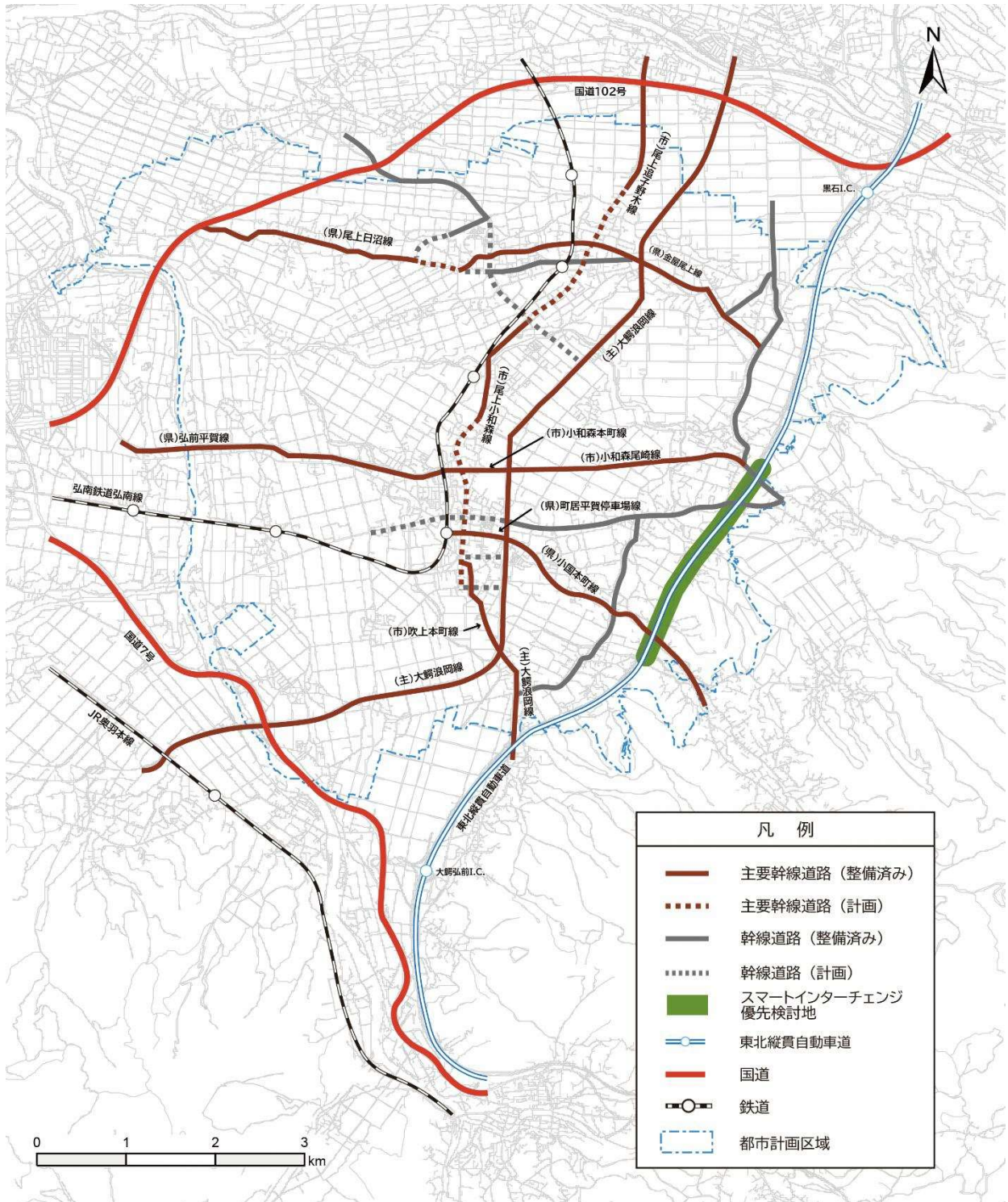
2)幹線道路の整備

- ・日常生活の利便性を高めるために、必要な幹線道路の整備を推進します。
- ・通勤・通学路等生活道路として利用度の高い道路については、優先的に街路灯や歩道等の整備を行い、積雪・寒冷時にも対応した安全で快適な道路機能の強化を推進します。
- ・既に整備済みの市道等生活道路については、長期計画で検討したうえで、市民の要望に応じた拡幅・線形改良・交差点改良・交通安全施設・消雪施設等の機能強化を推進します。

3)公共交通施設の整備

- ・「平川市地域公共交通計画」に基づき、利便性が高い持続可能な公共交通網を構築します。
- ・公共交通体系の利便性向上を図るため、鉄道・バスの運行回数の確保や相互の発着時刻の連携をとるよう、事業者に働きかけます。
- ・自家用車を利用しない環境にやさしいまちづくりを目指し、市内の各地域と市の中心部を結ぶバス等の公共交通による相互の連携を促進します。
- ・地域の活性化と公共交通の利用増進を図るため、公共交通機関を有効に活用したイベントの開催や、駅前広場、駅舎、休憩施設の整備・機能強化を促進します。
- ・デマンド交通「のらっき」については、市民の日常生活の交通手段として運行を維持するとともに、利用者の利便性の向上を図ります。

図 道路交通体系の方針図(都市計画区域)



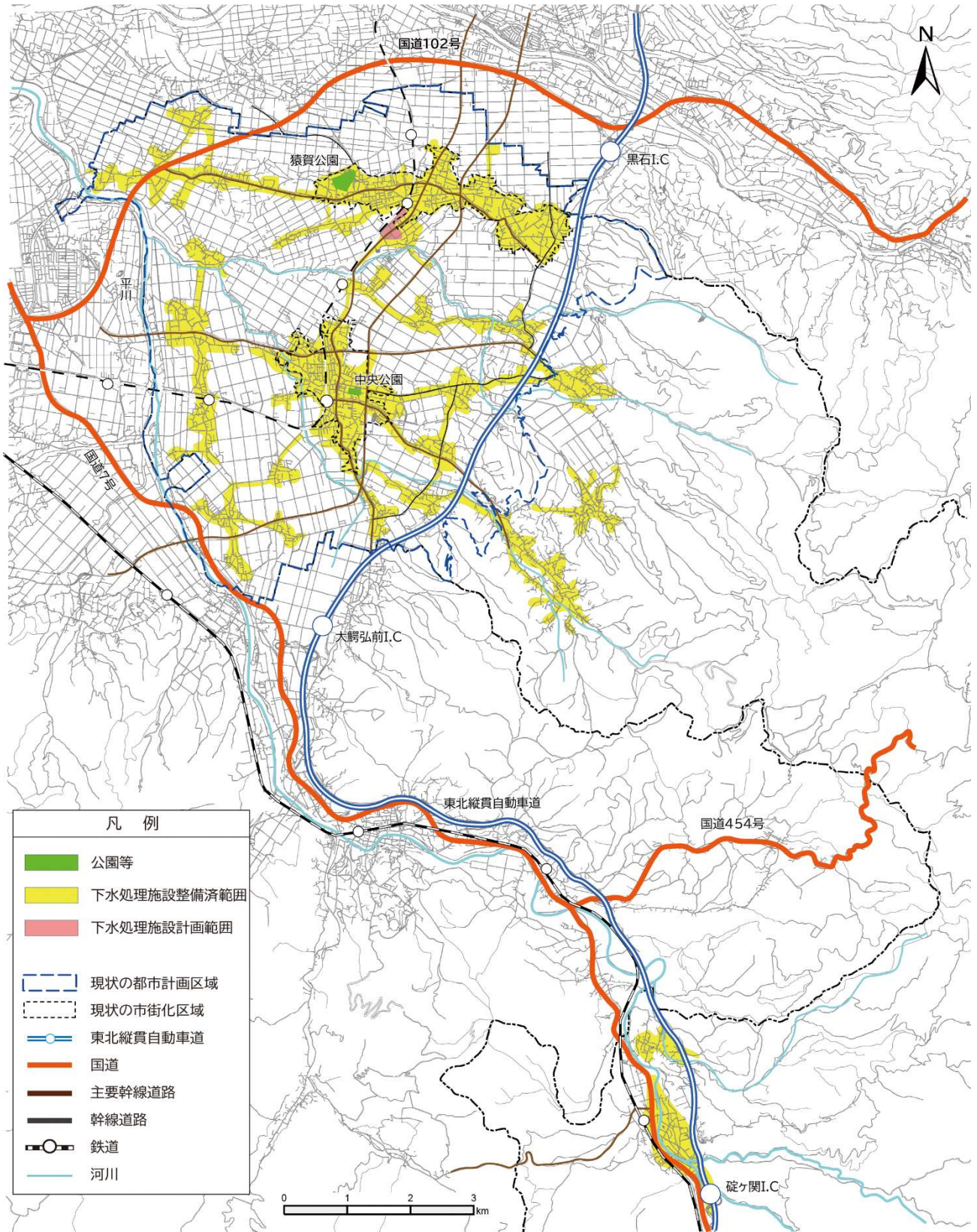
(2)河川

- ・平川の水辺や緑を活かしたコミュニティづくりを促進するため、河川広場の適正な維持管理に努めます。
- ・生態系の保全を図るため、河川の適正な管理を管理者に働きかけます。
- ・豪雨等の災害時に備え、河川堤防や河川管理道路等の整備を管理者に働きかけます。

(3)その他の都市施設

- ・上水道については、安定した水道水を引き続き供給するため、配水管の更新やその他配水施設の適正な維持管理に努めます。また、災害時にも安定した水道水を供給するため、配水管耐震化事業を進めます。
- ・既成住宅地における生活雑排水の処理については、既に整備されている下水道施設への各宅地からの接続を促進します。また、既存施設のあり方について検討します。
- ・ごみ処理施設については、住民協力のもと資源ごみの分別・リサイクル等によるごみの減量化や環境対策を推進し、「平川市ごみ処理基本計画」に基づく適正なごみ処理体制の確立を図ります。
- ・各地域に設置されているごみ置場の管理について、利用方法の周知徹底等利用者の意識改革を図り、適切に利用されるように地域住民との協働による管理運営を促進します。
- ・既存の火葬場については、静穏な周辺環境を維持しつつ、施設の適正な維持管理に努めます。

図 その他の都市施設の方針図(平賀・尾上・碓ヶ関)



3-6-3 自然環境・景観保全

(1)農地の保全

- ・市街地周辺に広がる農地は、都市にゆとりと潤いをもたらす貴重な空間であり、丘陵地・山地等と一体となった良好な景観を有していることから、今後も農地及び周辺環境を保全し、魅力ある農村空間の形成を推進します。
- ・優良農地に対する宅地開発を抑制するため、既に宅地化された未利用地の有効利用を図ります。
- ・現在耕作していない遊休農地のうち活用可能な農地については、有効利用を徹底するため、適正な管理運営の指導を推進し、農地の再生及び治水機能の確保等を図ります。

(2)山林の保全

- ・大鰐碓ヶ関温泉郷県立自然公園、黒石温泉郷県立自然公園、ひらかわ市民の森、白岩森林公園、志賀坊森林公園、三笠山公園については、その自然的特性を活かし、自然体験学習等の場としての活用を図るため、各管理者による計画的な維持管理及び整備を促進します。
- ・山林の樹林地については、現在の自然環境を保全するため、計画的な間伐や植林を行う等適切な維持管理を促進します。

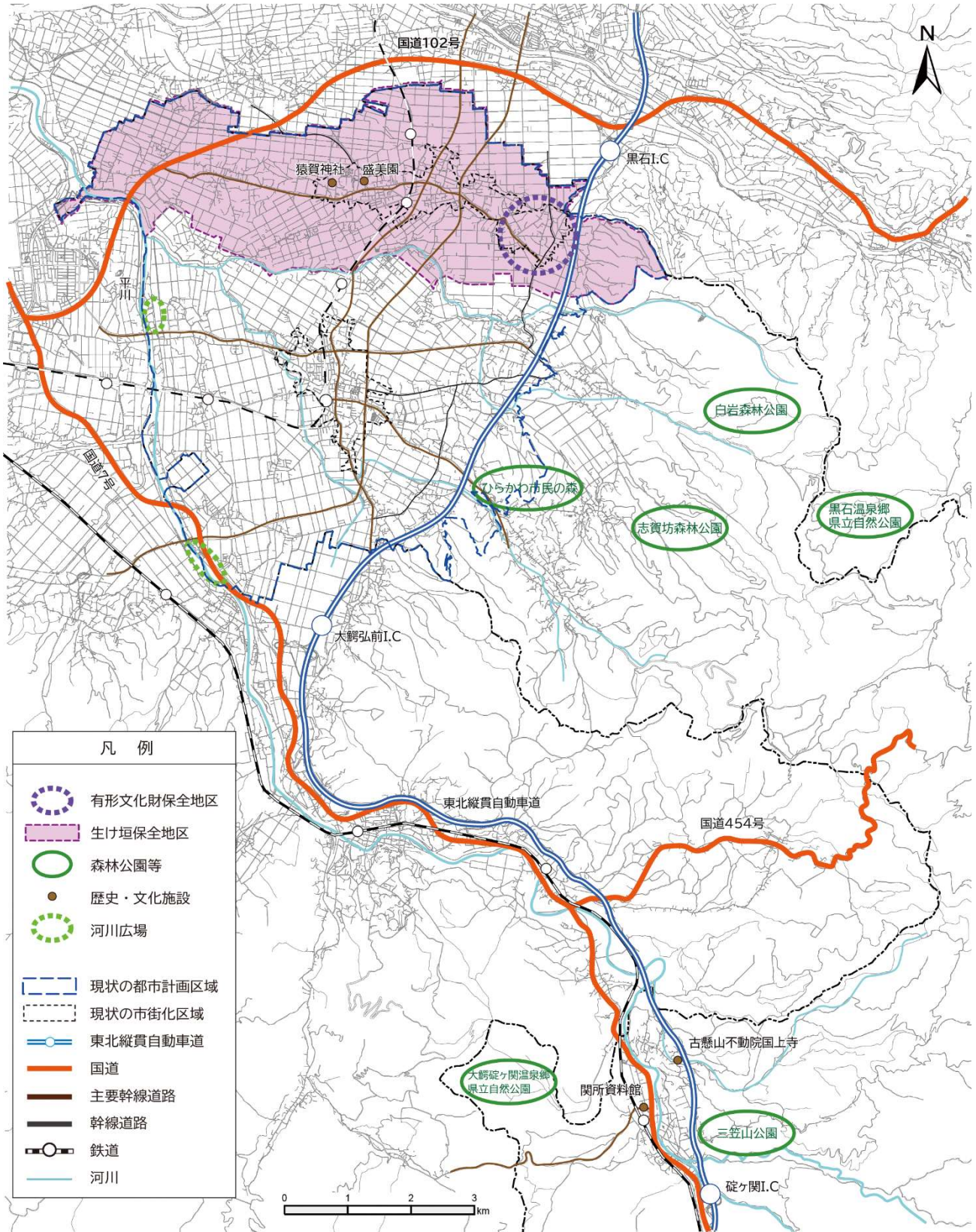
(3)自然的景観の保全

- ・田園風景の保全を図り、質を高めるため、自然、集落、農地、水路等の農業的環境をネットワーク化し連携した景観形成を推進します。
- ・津軽地域のランドマークである岩木山を背景とした田園風景を保全するため、農地の保全を図るとともに、既成集落においては低層な住宅地の形成を図ります。
- ・原風景の構成要素である果樹園・樹林地や山並みを保全するため、計画的な間伐や植林を行う等適正な維持管理を促進します。
- ・平川については、潤いある河川景観の保全を図るため、河川や河川広場の各管理者による適正な維持管理を促進します。

(4)歴史や文化を伝えるまち並みの保全

- ・盛美園、猿賀神社、関所資料館及び古懸山不動院国上寺においては、その歴史的背景を支える固有の価値を後世にも伝えるべく、継続的な維持管理を促進します。
- ・尾上地域を中心として、古いまち並みの保全が推進されてきた歴史ある農家蔵群や生け垣等について、今後のあり方の検討を進めます。
- ・美しいまち並みを形成するため、看板等の屋外広告物が法令に合致し周囲と調和するように努めます。

図 自然環境・景観保全の方針図(平賀・尾上・碓ヶ関)



3-6-4 都市防災

(1) 既成市街地の改善

- ・「平川市地域防災計画」に基づき、防災基盤の整備を推進します。
- ・安全な市街地環境を確保するため、建築物の不燃化や耐震性向上を促進します。

(2) 防災基盤の整備

- ・防災基盤の充実を図るため、避難路の設定や防火水槽等の消防水利の適正な配置の検討を行います。また、設備の定期的な点検や防災無線、地域の防災情報網の整備を推進します。
- ・気候変動による水害リスクに対応するため、雨水排水、貯留、涵養等を行う機能を有する施設の整備を推進します。

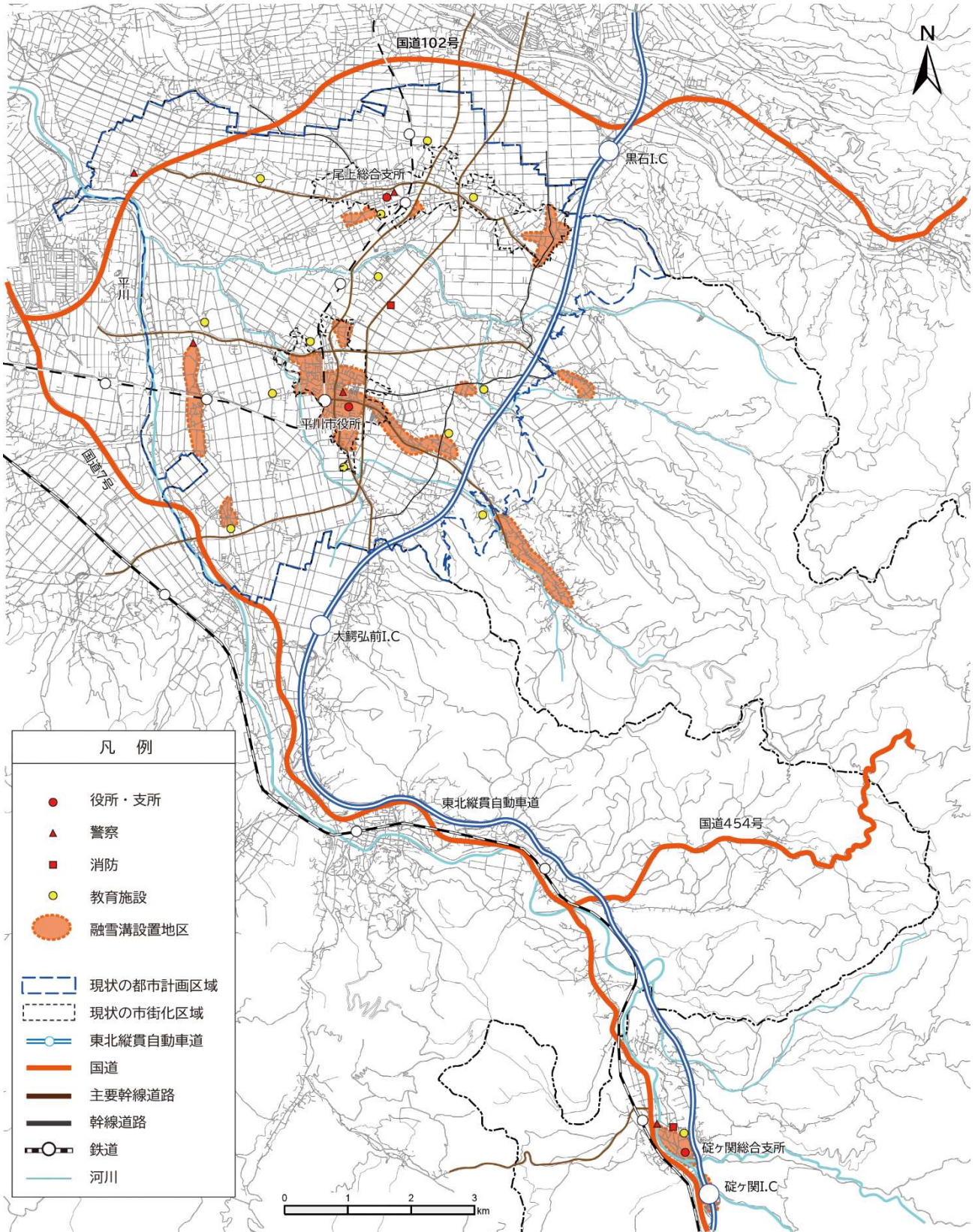
(3) 避難路・避難地の整備

- ・災害時における市民生活を守るために、公園・広場を適切に配置し避難地を確保するとともに、教育施設等も併せた避難地の防災機能の強化を推進します。
- ・誰もが安全に避難地へ到達し、円滑な避難・救援活動を行うことができるように、避難地を結ぶ避難路の整備を進め、避難路沿いの建物の不燃化を促進し、併せて案内板等による誘導手法を検討します。
- ・災害時に行政と市民が一体となった避難・救援活動等が行われるとともに、地域コミュニティの連携が円滑に行われるように、防災意識の高揚を図ります。

(4) 雪対策

- ・地域の経済産業活動と快適な生活を営むため、道路の除排雪機能の充実を図り、安全で円滑な道路交通の確保を推進します。
- ・市街地における歩行空間を確保するため、積雪・寒冷時に対応した雪置き場の確保、融雪溝等の消雪施設設置を推進します。
- ・除排雪作業の効率性及び安全性を確保するため、地域コミュニティ等を中心とした地域住民と一体となった除排雪体制の確立を図ります。

図 都市防災の方針図(平賀・尾上・碓ヶ関)



3-6-5 その他のまちづくり方針

(1) 観光資源の活用

- ・市内に点在する観光資源のネットワーク化を図り、市民だけでなく来訪者にも楽しめる回遊性のある観光ルートの検討を促進します。
- ・もてなしロマン館・猿賀公園においては、近接する歴史的観光資源である盛美園・猿賀神社と併せて、一体的な観光地として整備を促進します。
- ・道の駅いかりがせき、関所資料館においては、来訪者に対して、より多くの観光情報の提供を行う等、新たな人の流れをつくり、地域間交流を生み、観光資源へ速やかに誘導するため、拠点機能の強化を図ります。
- ・本市と周辺都市を結ぶ主要な幹線においては、観光資源や観光拠点への円滑な誘導を図るため、適切な案内サインや誘導サインの設置を推進します。設置に際しては、来訪者に対して分かりやすいものにするとともに、周囲のまち並みや自然環境を踏まえ、色彩や形状等に配慮します。

(2) スポーツ・レクリエーション施設の活用

- ・スポーツ・レクリエーション施設においては、市内外からの利用者を確保し、地域のにぎわいを創出するため、周辺施設の連携を促進し、市民の健康づくりと交流拠点の形成を図ります。
- ・平川市運動施設においては、近隣の商業・業務地の各企業との連携を強化し、各種イベントの開催等、施設の有効活用を促進します。また、市民の要望に対応した機能強化・適正な管理運営を推進します。

図 その他のまちづくりの方針図(平賀・尾上・碓ヶ関)

